

文 教 科 学 委 員 会

委員一覧 (20名)

委員長	狩野	安 (自民)	神取	忍 (自民)	林	久美子 (民主)
理事	大仁田	厚 (自民)	北岡	秀二 (自民)	広中	和歌子 (民主)
理事	中川	義雄 (自民)	小泉	顕雄 (自民)	水岡	俊一 (民主)
理事	佐藤	泰介 (民主)	中曽根	弘文 (自民)	山本	香苗 (公明)
理事	蓮	舩 (民主)	水落	敏栄 (自民)	鰐淵	洋子 (公明)
	有村	治子 (自民)	鈴木	寛 (民主)	井上	哲士 (共産)
	荻原	健司 (自民)	西岡	武夫 (民主)		(19. 3. 13 現在)

文教科学

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件及び本院議員提出4件であり、そのうち内閣提出8件を可決した。

また、本委員会付託の請願40種類177件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査〕

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案は、委員会において、新法人の名称から博物館がなくなることに対する懸念、総合的博物館政策を樹立する必要性、効率化推進による企画展示への影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

参議院先議として提出された国立大学法人法の一部を改正する法律案は、委員会において、大阪大学と大阪外国語大学の統合がもたらす効果、大阪外国語大学の夜間主コース廃止に伴う在学生への対応、国立大学の運営費交付金の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案は、委員会において、核融合エネルギー実現の可能性、イーター計画に係る評価体制の確立と国民への理解増進の必要性、日本原子力研究開発機構の安全研究予算の充実等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案は、委員会において、条約で保護する国内の文化財の対象範囲、本法律案による文化財保護の有効性、輸入された被占領地域流出文化財の回復請求期間の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案は、委員会において、放射性物質の管理の在り方、原子力防護に関する情報公開の是非、本法律案における処罰対象の範囲等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案と西岡武夫君外4名の発議による日本国教育基本法案等4法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においても、3法律案と西岡武夫君外4名の発議による日本国教育基本法案等4法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、4法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、2度にわたる参考人からの意見聴取、茨城県、福島県、神奈川県及び愛知県の各県に委員を派遣しての地方公聴会、さらに中央公聴会を開会した。

委員会の質疑においては、規範意識等を養うための具体的な教育内容、副校長等の新たな職を導入する目的とそれぞれの職の役割、文部科学大臣が定める学校評価に関する評価項目等の強制力の有無、教育委員会の現状と活性化に向けた方策の実効性、文部科学大臣による是正の要求・指示に至る事前手続の在り方、私立学校の自主性を尊重する必要性、免許状更新講習の内容及び十年経験者研修との相違、免許状更新講習の受講機会を確保する具体策と受講費用負担の在り方、指導が不適切な教員の認定手続における公正性の確保、国の教育予算増額の必要性等について議論が行われた。

3法律案について、質疑の終局を決定し、順次採決の結果、いずれも多数をもって可決された。なお、3法律案に対し附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月13日、文教科学行政の基本施策について伊吹文部科学大臣から所信を、平成19年度文部科学省関係予算について池坊文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月15日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、いじめ事件の原因究明の必要性、地方の医師不足解消に向けた国立大学の役割、教育再生会議と中央教育審議会が並立する問題点、ゆとり教育の成果と基礎的・基本的な知識の定着を図る必要性、教職員純減、人材確保法廃止を規定する行革推進法改正の必要性、文教分野への特区導入事例に対する懸念、第8次定数改善計画を再度見送らざるを得なかった経緯と今後の見通し、不適格教員の認定における人事管理と判定基準等の明確化、学校施設耐震化の更なる推進と廃校利用の要件緩和の必要性、中高生の職場体験活動に対する予算拡充の要望、特別支援教育開始に当たっての人員配置の状況、大規模養護学校の改善基準を明示する必要性等の問題が取り上げられた。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度文部科学省予算の審査を行い、免許外教科担任の現状に対する文部科学省の認識、産科医・小児科医確保のための大型奨学金創設に対する文部科学大臣の所見、学校用務員等の人材を引き続き確保する必要性、私立保育所に対する認定こども園の認定遅延に対する懸念、今後のいじめ電話相談体制の在り方、外国人児童生徒に対する教育を学習指導要領に明記する必要性、幼稚園就園奨励費補助制度拡充に向けての対応、大学の資金配分における人文社会科学

学系に重点を置いたプログラムの必要性、教員の超過勤務実態に対する文部科学省の認識、教員に十分な授業準備時間を確保させるための取組状況等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年3月13日(火)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について伊吹文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成19年度文部科学省関係予算に関する件について池坊文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成19年3月15日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君(自民)、大仁田厚君(自民)、西岡武夫君(民主)、鈴木寛君(民主)、山本香苗君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成19年3月20日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 平成十九年度一般会計予算(衆議院送付)
 - 平成十九年度特別会計予算(衆議院送付)
 - 平成十九年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (文部科学省所管)について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有村治子君(自民)、林久美子君(民主)、水岡俊一君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、井上哲士君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年3月22日(木)(第4回)

- 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月27日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案(閣法第21号)(衆議院送付)について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕鈴木寛君(民主)、井上哲士君(共産)

(閣法第21号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

- 国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第52号）について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月29日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第52号）について伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
〔質疑者〕神取忍君（自民）、広中和歌子君（民主）、山本香苗君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第52号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

○平成19年4月10日（火）（第7回）

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月12日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣、遠藤文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕林久美子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第49号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

○平成19年4月17日（火）（第9回）

- 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月19日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕蓮舫君（民主）、井上哲士君（共産）

（閣法第50号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

○平成19年4月24日（火）（第11回）

- 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月26日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)について伊吹文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 水岡俊一君(民主)、井上哲士君(共産)
(閣法第54号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

○平成19年5月22日(火)(第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)

以上3案について伊吹文部科学大臣から趣旨説明を聴き、
日本国教育基本法案(参第6号)
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第7号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第8号)
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第9号)

以上4案について発議者参議院議員佐藤泰介君から趣旨説明を聴いた後、
学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)

日本国教育基本法案(参第6号)
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第7号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第8号)
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第9号)

以上7案について発議者参議院議員鈴木寛君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣及び池坊文部科学副大臣に対し質疑を行った。

[質疑者] 中曽根弘文君(自民)、有村治子君(自民)、鈴木寛君(民主)、西岡武夫君(民主)、蓮舫君(民主)、山本保君(公明)、井上哲士君(共)

産)

○平成19年5月24日(木)(第14回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)
日本国教育基本法案(参第6号)
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第7号)
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第8号)
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第9号)
以上7案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 北岡秀二君(自民)、荻原健司君(自民)、水岡俊一君(民主)、蓮舫君(民主)、山本香苗君(公明)、井上哲士君(共産)、亀井郁夫君(国民、委員外議員)

○平成19年5月29日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)
日本国教育基本法案(参第6号)
教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第7号)
地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第8号)
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第9号)
以上7案について伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、菅総務大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 小泉顕雄君(自民)、神取忍君(自民)、櫻井充君(民主)、佐藤泰介君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、井上哲士君(共産)、近藤正道君(社民、委員外議員)

○平成19年5月31日(木)(第16回)

- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)

日本国教育基本法案(参第6号)

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第7号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第8号)

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第9号)

以上7案について参考人京都市立堀川高等学校長荒瀬克己君、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター准教授岩田康之君、川崎市教育改革推進アドバイザー内藤宏君及び明治大学文学部教授三上昭彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 中島啓雄君(自民)、鈴木寛君(民主)、鱈淵洋子君(公明)、井上哲士君(共産)

また、7案審査のため参考人の出席を求めると及び委員派遣を行うことを決定した。

- 政府参考人の出席を求めるとを決定した。

- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第91号)(衆議院送付)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第92号)(衆議院送付)

日本国教育基本法案(参第6号)

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(参第7号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(参第8号)

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第9号)

以上7案について発議者参議院議員西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 吉村剛太郎君(自民)、林久美子君(民主)、蓮舫君(民主)、山本香苗君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成19年6月5日(火)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めるとを決定した。

- 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第90号)(衆議院送付)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第6号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第7号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第8号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第9号）

以上7案について発議者参議院議員西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、坂本由紀子君（自民）、広中和歌子君（民主）、那谷屋正義君（民主）、風間昶君（公明）、小林美恵子君（共産）、後藤博子君（国民、委員外議員）

○平成19年6月7日（木）（第18回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第6号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第7号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第8号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第9号）

以上7案について参考人兵庫教育大学学長梶田叡一君、教育ジャーナリスト・教育再生会議委員品川裕香君、東京私立中学高等学校協会会長・学校法人八雲学園理事長・校長近藤彰郎君及び教育評論家・法政大学キャリアデザイン学部教授尾木直樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、林久美子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第6号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第7号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第8号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第9号）

以上7案について発議者参議院議員西岡武夫君、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岸信夫君（自民）、水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

また、7案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成19年6月14日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第6号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第7号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第8号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第9号）

以上7案について伊吹文部科学大臣、塩崎内閣官房長官、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕西岡武夫君（民主）、佐藤泰介君（民主）、荻原健司君（自民）、弘友和夫君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成19年6月15日（金）（公聴会 第1回）

○学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第6号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第7号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第8号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第9号）

以上7案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

弁 護 士

帝京大学法学部教授 佐々木 知子君
鳴門教育大学学校教育学部教授 佐竹 勝利君
前市川市教育委員会教育長
元船橋市立金杉台中学校校長 最首 輝夫君
元立教大学教授 藤田 昌士君
日本弁護士連合会副会長 氏家 和男君

〔質疑者〕神取忍君（自民）、水岡俊一君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成19年6月19日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

日本国教育基本法案（参第6号）

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（参第7号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第8号）

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第9号）

以上7案について発議者参議院議員西岡武夫君、同鈴木寛君、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

以上3案をいずれも可決した。

〔質疑者〕中川義雄君（自民）、神本美恵子君（民主）、鈴木寛君（民主）、谷合正明君（公明）、井上哲士君（共産）、吉村剛太郎君（自民）、小泉顕雄君（自民）、佐藤泰介君（民主）、蓮舫君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第90号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

(閣法第91号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

(閣法第92号) 賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成19年7月5日(木)(第21回)

○請願第7号外176件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させること。
- 二、独立行政法人国立博物館の名称を独立行政法人国立文化財機構に改称すること。
- 三、独立行政法人文化財研究所が解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めること。
- 四、独立行政法人国立文化財機構の役員及び職員等に対し、職務上の秘密に対する保持義務を課すとともに、これに違反して秘密を漏らした者に対する罰則を設けること。
- 五、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成19年4月1日から施行すること。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第49号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、必要な措置をとることを求めることができるものとし、同機構は、主務大臣からこの求めがあったときは、それに応じなければならないものとする。
- 二、この法律は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の効力発生の日又は核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の効力発生の日のうちいずれか早い日から施行すること。

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案（閣法第50号）

【要旨】

本法律案は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書（以下「条約等」という。）の適確な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、条約等の保護を受ける文化財等の定義について定めること。
- 二、武力紛争の際に、他国に占領された地域から流出した文化財を被占領地域流出文化財として指定し、輸入の規制を行うとともに、我が国に輸入された被占領地域流出文化財の損壊や譲渡等の行為につき罰則を定めること。
- 三、武力紛争の際に、条約等の保護を受ける文化財等の識別のために特殊標章を使用することができるようにするとともに、この目的以外の使用を禁止すること。
- 四、武力紛争の際に、条約等の保護を受ける文化財を、正当な理由なく、戦闘行為として損壊する行為又は軍事目的に利用することにより損壊の危険を生じさせる行為等につき罰則を定めること。
- 五、この法律は、条約等が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国立大学法人大阪外国語大学を国立大学法人大阪大学に統合すること。
- 二、この法律は、附則の一部の規定を除き、平成19年10月1日から施行すること。
- 三、国立大学法人大阪外国語大学は、この法律施行の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、国立大学法人大阪大学が承継すること。
- 四、この法律施行の際現に大阪外国語大学に在学する者は、大学卒業又は大学院の課程修了に必要な教育課程の履修を統合後の大阪大学において行うものとし、同大学はそのために必要な教育を行うものとする。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するとともに、放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共安全の確保を図るものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、放射線の発散等に関する罰則等

- 1 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は2年以上の懲役に処するものとする。
- 2 1の罪を犯す目的で、その予備をした者は、5年以下の懲役に処するものとし、その予備をした者が、実行の着手前に自首した場合には、刑を減免するものとする。
- 3 1の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、1年以上の有期懲役に処するものとする。
- 4 1の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、10年以下の懲役に処するものとする。
- 5 1の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、7年以下の懲役に処するものとする。
- 6 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、5年以下の懲役に処するものとする。
- 7 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、5年以下の懲役に処するものとする。
- 8 1から7までの国外犯を処罰するものとする。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、改正教育基本法において明確にされた教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定め、各学校種の目的等に係る規定を見直すとともに、学校教育法に規定する学校種の順序について、教育を受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定することとする。
- 二、学校は、教育活動等の状況について評価を行い、改善のための措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めるものとするとともに、保護者等との連携協力を推進するため、教育活動等の状況について情報を提供するものとする。
- 三、大学等は、学生以外の者を対象とした特別の課程を修了した者に対し、証明書を交付することができるものとする。
- 四、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、小学校、中学校等に置くことができる職として、新たに副校長、主幹教諭、指導教諭を設け、これらの職務内容をそれぞれ定めること。
- 五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令

で定める日から施行すること。ただし、四に定める副校長その他の職の創設に関する事項は、平成20年4月1日から施行すること。

【学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、教育は、我が国の将来を託す世代を育成する国政の最重要課題であることにかんがみ、国家的先行投資である教育予算の一層の拡充に努めること。
- 二、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を通して、学校種ごとの目標を達成できるようにすること。
- 三、教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため、小学校高学年での専科教員の増、習熟度別指導・少人数教育の拡充など、教職員定数の改善に努めるとともに、学校事務職員の任務を踏まえた有効活用、学校のICT化及び事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用に努めること。
- 四、副校長等の新たな職を置く際には、教員間の適切な役割分担に資すると同時に、学校が保護者や地域住民の期待に十分に答えられる体制となるよう必要な定数を確保するとともに、職責に応じた処遇が図られるよう努めること。また、地方自治体や学校の実態を踏まえた配置がなされるよう努めること。
- 五、学校評価のガイドラインについては、各教育委員会及び学校による、地域の実情に応じた創意工夫に基づく学校評価の実践を尊重するとともに、評価結果が学校の序列化につながらないように留意すること。また、学校評価の結果等教育活動に関する情報の積極的な提供を促すこと。
- 六、我が国の大学が人類の文化を継承発展させる知の拠点として、質の高い教育研究を行うとともに、将来にわたり国際社会を始め広く社会に貢献できるよう、基盤的経費を拡充するとともに、競争的資金を確保するなど必要な支援に努めること。
- 七、文部科学大臣が是正の要求や指示を行う以前に、地方自治体において地方自治の力を発揮するよう要請すること。また、文部科学大臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、十分な情報に基づいた、慎重な運用に努めるとともに、紛争処理に関しては、地方自治法の適正手続を必ず踏まえること。
- 八、文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととすること。
- 九、知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求める際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。
- 十、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。
- 十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制

度の十分な周知を図ること。また、更新制の導入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すること。

十二、国公立のすべての教員の免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受講者の講習受講の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。

十三、教員の資質能力の向上という免許状更新制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時のサービスの取扱いについても必要な配慮を行うこと。

十四、免許状更新講習の内容については、受講者に対する事前アンケート調査の実施、講習修了後の受講者による事後評価及びこれらの公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努めること。また、多様な講習内容、講習方法の中から受講者が選択できるような工夫を講ずること。

十五、へき地等に勤務する教員や障がいをもつ教員が、多様な免許状更新講習を受講できるよう努めること。

十六、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

十七、法施行後の実施状況を見極めた上で、現職教員以外の者であって教員免許状を授与されたことのある者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。

十八、大学における教職課程の見直し、社会人の教員採用など、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めること。

十九、教職に優秀な人材を確保するため、人材確保法の存続と教員の勤務実態を踏まえた給与財源の確保に努めること。

二十、指導改善研修に係る教員の認定に当たっては、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。また、認定に当たっては当該教員の意見を述べる機会を設けるなど配慮すること。

二十一、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地域住民の避難場所としての役割も果たしていることから、すべての学校施設の速やかな耐震化のために必要な措置を講ずること。

二十二、スポーツ等部活動を活発化するための支援を充実し、スポーツ指導者等の処遇改善に努めること。

右決議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第91号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないとの基本理念を明記すること。

- 二、教育委員会は、毎年、事務の管理・執行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととすること。
- 三、市町村は、教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の体制の整備・充実に努めることとするとともに、市町村教育委員会は、事務局に指導主事を置くように努めなければならないこととすること。
- 四、教育委員会は、都道府県又は市にあつては6人以上の委員、町村にあつては3人以上の委員をもって組織することができることとするとともに、地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては、保護者が含まれるようにしなければならないこととすること。
- 五、地方公共団体の長が、スポーツ又は文化（学校における体育又は文化財の保護に関するものを除く。）に関する事務を管理・執行することができることとすること。
- 六、県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うものとする。
- 七、教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が明白に侵害されている場合、文部科学大臣は、教育委員会が講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の是正の要求を行うものとするほか、同様の理由により、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要性が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できることとすること。
- 八、七を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。
- 九、都道府県知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとすること。
- 十、この法律は、平成20年4月1日から施行すること。

【附帯決議】

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）と同一内容の附帯決議が行われている。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案 （閣法第92号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、普通免許状及び特別免許状に、10年間の有効期間を定め、更新制を導入すること。
- 二、免許管理者は、免許状更新講習の課程を修了した者又は免許状更新講習を受ける必要がないと免許管理者が認めた者である場合に限り、免許状の有効期間を更新するものとする。
- 三、公立学校の教員が分限免職の処分を受けたときは、その免許状は効力を失うこととする。とともに、国立学校又は私立学校の教員が、分限免職の事由に相当する事由により解

雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならないこととすること。

四、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対し、指導改善研修を実施しなければならないこととすること。

五、任命権者は、指導改善研修の終了時に指導の改善の程度に関する認定を行い、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める者に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

六、四及び五の認定に当たっては、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該都道府県又は市町村の区域内の保護者である者などの意見を聴かなければならないこととすること。

七、この法律は、平成20年4月1日から施行すること。ただし、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入することに係る改正規定は、平成21年4月1日から施行すること。

八、この法律の施行前に授与されている普通免許状又は特別免許状を有する者については、その者の有する免許状には、有効期間の定めがないものとする。

九、八の免許状を有する教育職員その他教育の職にある者は、免許状更新講習の課程の修了確認を、文部科学省令で定める日及びその後10年ごとの日までに、受けなければならないこととする。受けなかった場合には、その者の有する免許状はその効力を失うこととする。

【附帯決議】

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）と同一内容の附帯決議が行われている。

②審査未了となった議案

日本国教育基本法案（参第6号）

【要旨】

本法律案は、新たに日本国教育基本法を制定し、教育の目的を明らかにするとともに、学ぶ権利の保障を施策の中心に据えつつ、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備、教育現場の自主性及び自律性の確保その他教育の基本となる事項を定めるものである。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案 （参第7号）

【要旨】

本法律案は、日本国教育基本法に定める教育の目的の実現に資するため、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進するものである。

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（参第8号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（参第9号）

【要旨】

本法律案は、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進しようとするものである。